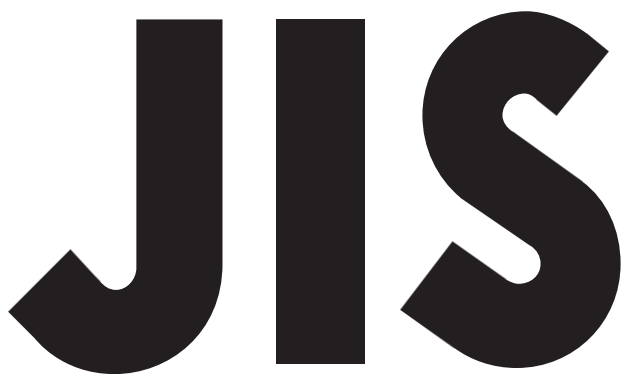




製品の使用情報（使用説明）の作成－ 第 1 部：原則及び一般要求事項

JIS Z 82079-1 : 2026
(IEC/IEEE 82079-1 : 2019)
(JSA)

令和 8 年 8 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 基本分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山 本 浩	埼玉大学
(委員)	上 原 実	一般社団法人日本産業機械工業会
	大 谷 幸 利	宇都宮大学
	橘 田 淳一郎	一般財団法人日本品質保証機構
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 林 信 治	一般財団法人日本色彩研究所
	鈴 木 伸 哉	関東学院大学
	百 武 健一郎	一般財団法人化学物質評価研究機構
	安 井 清 一	東京理科大学
	綿 貫 宏 樹	一般社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.8.20
担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.8.20
認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

審 議 委 員 会：基本分野産業標準作成委員会（委員長 山本 浩）
この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 引用規格	4
3 用語及び定義	5
4 使用情報に対する要求事項の達成	11
4.1 一般	11
4.2 消費財の使用情報の評価	12
4.3 評価の証拠文書	12
5 原則	12
5.1 一般	12
5.2 使用情報の目的	12
5.2.1 一般	12
5.2.2 製品の一部としての使用情報	13
5.2.3 対象者への姿勢	13
5.2.4 対象製品の安全な使用	13
5.2.5 使用情報を通じた製品の法令遵守	13
5.3 情報品質	13
5.3.1 一般	13
5.3.2 完全性	13
5.3.3 ミニマリズム	14
5.3.4 正確性	14
5.3.5 簡潔性	14
5.3.6 一貫性	14
5.3.7 分かりやすさ	15
5.3.8 アクセシビリティ	15
5.4 反復可能なプロセスの使用	15
6 情報管理プロセス	15
6.1 一般	15
6.2 情報の分析及び計画	16
6.2.1 一般分析	16
6.2.2 対象者	16
6.2.3 媒体	17
6.2.4 言語	17
6.2.5 情報源	17
6.2.6 情報維持	18

	ページ
6.2.7 リスク管理	18
6.2.8 契約上の合意及び法的制約	18
6.2.9 プロジェクト管理及びコントロール	18
6.2.10 構成管理	19
6.2.11 人的資源管理	19
6.2.12 品質保証	19
6.3 レビュー, 編集及びテストを含む設計及び開発	19
6.3.1 一般	19
6.3.2 設計, 情報収集及び開発	20
6.3.3 レビュー, 編集及びテスト	20
6.4 作成及び配布	21
6.5 維持, 保守及び改善	21
7 使用情報の内容	22
7.1 一般	22
7.2 識別子	22
7.2.1 使用情報の識別	22
7.2.2 対象製品の識別	22
7.2.3 供給者の識別	23
7.3 印刷された使用情報を保持する重要性	23
7.4 表記上の規則	24
7.5 用語	24
7.6 頭字語, 略語及び専門用語	24
7.7 安全標識, 図記号及びマーキングの説明	24
7.8 製品の記述	24
7.8.1 概要	24
7.8.2 視覚化	24
7.8.3 仕様	24
7.9 供給される附属品, 消耗品及び予備品	25
7.9.1 製品とともに供給される附属品	25
7.9.2 消耗品	25
7.9.3 予備品	25
7.10 対象製品の設計寿命期間に必要な使用情報	26
7.10.1 一般	26
7.10.2 対象製品の再こん包	26
7.10.3 対象製品の輸送及び保管	26
7.10.4 対象製品の設置	26
7.10.5 対象製品のコミッショニング	27
7.10.6 対象製品の改造	27
7.10.7 対象製品の操作	27

7.10.8	対象製品の故障表示及び警報装置信号	28
7.10.9	対象製品の信号の意味	28
7.10.10	非熟練者及び熟練者による対象製品の保守	28
7.10.11	複雑なシステムの保守	29
7.10.12	非熟練者及び熟練者による対象製品のトラブルシューティング及び修理	29
7.10.13	非熟練者及び熟練者による対象製品の部品交換	30
7.10.14	対象製品の分解, リサイクル又は廃棄	31
7.11	安全に関する情報	31
7.11.1	安全に関する情報の種類	31
7.11.2	安全に関する情報の場所	32
7.11.3	特定の対象者に対する注意事項	32
7.11.4	安全表記	32
7.11.5	警告メッセージ	33
7.11.6	クイックスタートガイドの安全に関する情報	34
7.12	自己組立製品の組立説明書	34
7.13	複雑なシステムに関する使用情報	35
7.14	情報セキュリティ及びデータプライバシー	35
7.14.1	一般	35
7.14.2	取扱いに注意が必要なデータのアクセス制御又は保護のための機能	35
7.15	訓練	35
8	使用情報の構造	36
8.1	一般	36
8.2	情報の種類	36
8.3	構造化	37
8.3.1	一般	37
8.3.2	情報モデルの使用	37
8.3.3	主要基準の使用	37
8.3.4	手順説明の詳細な構造	38
8.4	ナビゲーション及び情報配信	38
8.4.1	一般	38
8.4.2	印刷された使用情報のナビゲーション	39
8.4.3	動的な配信	39
9	使用情報の媒体及び体裁	40
9.1	一般	40
9.2	選択した媒体の耐久性	40
9.3	アニメーション又は動画の使用	41
9.4	場所及び可用性	41
9.5	印刷可能な情報	41
9.6	ユーザインタラクション及び検索機能	41

9.7	ダウンロード可能な使用情報	42
9.8	対象製品の使用条件に対する適切性	42
9.9	体裁の一貫性	42
9.10	視認性、可読性及び分かりやすさ	42
9.10.1	テキストのフォントサイズ並びに安全標識及び図記号の高さ	42
9.10.2	最大輝度コントラスト	45
9.10.3	製品上又はこん包上に示す使用情報	45
9.10.4	安全標識及び図記号の最小高さ	45
9.10.5	単純な言葉遣いに関する規則	45
9.10.6	情報セクションの機能	45
9.11	視覚化の使用	45
9.11.1	図記号及び安全標識	45
9.11.2	図表	46
9.11.3	図表の情報内容	46
9.11.4	説明文付き図表	46
9.12	表の使用	46
9.13	色の使用	46
9.14	アイコンの使用	47
9.15	安全に関する情報への注意喚起	47
9.15.1	一般	47
9.15.2	耐久性及び視認性	47
10	専門的適格性	47
10.1	一般	47
10.2	作業関連の適格性	48
10.3	熟練度のレベル	48
10.3.1	一般	48
10.3.2	熟練度レベル 1	48
10.3.3	熟練度レベル 2	49
10.3.4	熟練度レベル 3	49
10.4	翻訳者の適格性	49
	附属書 A (参考) 評価の手引	50
	参考文献	53
	解 説	57

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0457:2006** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

製品の使用情報（使用説明）の作成—

第 1 部：原則及び一般要求事項

Preparation of information for use (instructions for use) of products—

Part 1: Principles and general requirements

序文

この規格は、2019 年に第 2 版として発行された **IEC/IEEE 82079-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

使用情報は、その対象となっているあらゆるタイプの製品の一部である。製品は、システム、サービス、物品、ソフトウェア、情報又はそれらの組合せのこともある。指導員の教育訓練を受けていない、又は機能が完全に直感的でない限り、一般の人々は、製品を安全に、効果的かつ効率的に使用するために、提供される情報に依存する。分かりにくい製品情報及び不適切な説明は、消費者及び熟練者にとってフラストレーションを感じる主な原因である。欠陥のある情報は危害又は損失のリスクをもたらし、供給者若しくはブランド所有者に対する告発又は賠償請求へと至ることがあり得る。

使用情報は、三つの情報の種類で構成される。対象者が理解する必要のある概念情報、従う又は考慮するとよい指示情報、及び必要なときに参考にするるとよい参照情報の三つである。使用情報は、異なる対象者のニーズを満たすために、選択され、提示され、及び異なる媒体で配布される様々な情報製品を含む (図 1)。